

電300, 電350 技術者の倫理 第10回 コンプライアンスと規制法令

前回の課題から (1)

カネミ油訴訟について

	昼間主	夜間主
国の責任を認めた判決が妥当	44	6
国の責任を認めない判決が妥当	28	8

前回の課題から (2)

国の責任を問うことの根拠 (1)

- 他省庁との連携は当然
- 省庁間の情報共有が不十分であることは問題
- 国の対応が早ければ被害を減らすことができた筈
- 早期の立ち入り検査は必要だった
- 農林省係官が食品の安全性を疑わなかったのは過失に相当 (!)
- PCB という異常な物質は国が管理すべき (!)
- 鶏の大量死が放置されていたのはおかしい (!)

前回の課題から (3)

国の責任を問うことの根拠 (2)

- 規制強化により被害が軽減できたのだから責任はある (!)
- 疑わしいなら行動すべき (!; カイワレ大根 (後述) 参照)
- 公務員は管轄外でも行動すべき (!)
- 専門外の事項でも対応すべき (!)
- 農林省担当者が食品安全について調べるのは当然 (!)
- 結果的に事故が起きたのであればそれは怠慢 (!)

前回の課題から (4)

国の責任を問わないことの根拠

- 製造物責任法施行前だから仕方ない
- 農林省担当者は職責を果たしている
- 農林省担当者に「全能であること」を要求するのは無茶
- 職業人は職責を大きく超えた行動はできない
- 当時の知識では事故の原因はわからなかった筈
- 不確かな知識にもとづいて規制するのは不合理

前回の課題から (5)

その他の意見

- 規制強化には賛成
- 規制強化で問題が解決するとは限らない, 天然物にも毒物・アレルギー物質はある
- 規制強化に伴うコスト増大を考慮すべき

前回の課題から (6)

O157 カイワレ事件 (1)

1996(平成8)年8月, 大腸菌 O157 騒動が起こる.

この原因について菅は「カイワレ大根が原因」と根拠不明の発言を発表, これが風評被害に繋がった. カイワレ大根が売れなくなり, 結果, 農家や業者の破産・倒産が相次ぎ, 自殺者をも出した. 菅直人は, 健全な一般国民を事実無根の罪で殺害したのである.

事態收拾のため, 菅直人は自らカイワレ大根を食べるパフォーマンスをした. この事件は東京と大阪で業者らから損害賠償請求訴訟を起こされ, いずれも「十分な科学的根拠がない」(意識)として国の過失を認め, 国が敗訴している. それでも菅は判決に不服の意を示し, 裁判官の判断を批判した.

典拠: 通信用語の基礎知識 <http://www.wdic.org/> の「菅直人」の項

前回の課題から (7)

O157 カイワレ事件 (2)

- O157 騒動は, 患者数が 6000 人以上に上り, 2 人の児童が死亡した病原性大腸菌 O157 による重大な食中毒
- 次ページに共同通信が配信した大阪高裁判決要旨を掲載

出典: <http://www.47news.jp/CN/200402/CN2004021901001195.html>

前回の課題から (8)

O157 カイワレ事件 (3) 大阪高裁判決要旨 (1)

カイワレ訴訟判決要旨

【はじめに】 本件は患者数が6000人以上に上り、2人の児童が死亡した病原性大腸菌 O157 による重大な食中毒であり、原因究明や予防対策は当時、国民の最大の関心事であった。関係機関と関係者が、限られた人的、物的な手段のもとで原因究明のための調査を行い、疫学調査をもとに仮説を立てて報告書を作成した多大の労苦は多とされてよい。国民にとって重要かつ必要な情報を隠さずに、早期に公開するため、厚相が調査結果を公表すること自体は、国民にとって望ましいことである。しかし、本件の調査、報告書、公表のいずれも、問題がないとはいえず、国は原告に対して損害賠償責任を免れない。【原因の調査と推定】 本件の集団下痢症についての調査は、基礎データの信頼性に限界がある。原因食材を大まかな範囲で絞り込み「業者が出荷したカイワレ大根が原因食材」との仮説を立てたものの、原因食材を特定するまでの正確性、信頼性がある調査とは認められない。その仮説は、もともとの症例の定義があいまいなままであり、喫食調査の仕方にも問題がある。後の検証を必要としないほどの強い証明が存在するとはいえない。結局、原因調査の合理性と原因推定の妥当性については、疑問がないとはいえない。

前回の課題から (9)

O157 カイワレ事件 (4) 大阪高裁判決要旨 (2)

【中間・最終報告公表の違法性】 各報告公表の目的は集団食中毒について食品全般の安全性に対する国民の不安を解消することであり、情報公開それ自体が主な目的だった。公表自体には正当な目的があったと認められる。しかし、食中毒の拡大防止・再発防止が主な目的だったとの国の主張は認められない。「カイワレが原因食材である可能性が否定できない」とした中間報告の結論部分は、問題のない表現である。「特定の生産施設から7月7, 8, 9日に出荷されたカイワレが最も可能性が高い」とした最終報告の結論部分は、決定的な証拠も現れておらず、カイワレが原因だという事実が真実である確率が高まったというのは早計で、表現は相当でない。中間報告の公表時期は原告が被る打撃や不利益を思えば緊急性、必要性があったといえない。しかし、最終報告段階では調査検討は終了し、公表することは説明責任に応えるもので相当だった。旧厚生省は報告書と概要を報道機関に配布し、厚相らが記者会見する方法を採った。表現方法や情報の正確性について細心の注意を払う義務があるが、報告書の内容を超えて、特定の生産施設のカイワレが原因食材である可能性が95原因であることは確定的な事実であるかのような印象を与える結果となったもので相当でない。調査は、その基礎データの信頼性に限界があるなどの問題がある。原因食材を大まかに絞り込んだものの、特定するまでの正確性、信頼性は認められない。

前回の課題から (9)

O157 カイワレ事件 (4) 大阪高裁判決要旨 (3)

中間報告は、厚相が記者会見して積極的に公表しなければならない緊急性、必要性は認められず相当性を欠く。最終報告書は調査終了後に作成されたものであり、その時点は結果を公表する時期としては相当だった。しかし、内容は必ずしも標準的な疫学調査の手法にのっとったものであるか疑問があり、「原告が出荷したカイワレが原因食材である」との仮説に矛盾しない事実をことさら取り上げ、仮説に合理的な疑問を差し挟む事実については、十分な科学的根拠のない説明により退ける処理をしている。最終報告はカイワレが原因食材であると解明されたかのような誤解を招きかねない不十分な内容で、相当でない。さらに、最終報告書の公表の際に同席した専門家が、特定の生産施設（原告を指すことは容易に判明する）で生産されたカイワレが、原因食材である可能性は95%ほど断定した判断を示したことは、相当でない。したがって最終報告の公表も相当性を欠くといわざるを得ない。以上によれば各報告の公表は、違法性の判断基準に照らしてみると、情報公開という正当な目的があったとしても、原告の名誉、信用を害する違法な行為であるといわざるを得ず、これにより生じた原告の損害について、国は原告に対し国家賠償法1条1項による損害賠償責任がある。

【共同通信】

前回の課題から (10)

担当者コメント

- 教科書の記述は、前回の講義で説明した「後知恵バイアス」の典型例、国の責任を問う方向に記述が偏っている
- 法の不遡及 (法はその成立以前に発生した事件を裁けない) というのは法治主義の基本、教科書がこの問題に製造物責任法を持ち出しているのは不当
- 個人的にはこの内容で国の責任を問うのは無理があると考えている (正解というわけではない)

三菱自動車の不祥事 (1) p.150 ~ 157

- 1996 年: セクハラ事件
- 1997 年: 総会屋グループへの利益供与
- 2000 年: リコール隠し: ユーザからのクレーム情報の隠蔽
- 2004 年: 過去の欠陥隠し: 大型トレーラー事故
- 刑事, 民事訴訟とも三菱自動車側が敗北

三菱自動車の不祥事 (2) p.150 ~ 157

以下の出典: 失敗知識データベース <http://www.sozogaku.com/fkd/>

三菱自動車のリコール隠し (1): 事例概要

- 2002年1月10日, トレーラーのタイヤハブ破損事故 (主婦が死亡, その長男と次男も軽いけが)
- 三菱自動車製大型車ハブ破損事故は1992年以降に計57件 (うち51件で車輪脱落)
- 三菱自動車はユーザーの整備不良を主張, 同社から分社化した三菱ふそうトラック・バスは2004年3月製造者責任を認めて国土交通省にリコールを届け出
- 2004年同年5月, 関係者5名が道路運送車両法違反 (虚偽報告) 容疑で, 関係者2名が業務上過失致死傷容疑で逮捕, 三菱自動車も道路運送車両法 (虚偽報告) 容疑で刑事告発

三菱自動車の不祥事 (3) p.150 ~ 157

三菱自動車のリコール隠し (2): 経過

- 1992年6月21日 東京都内で冷凍車の左前輪脱落事故
- 1999年6月 広島県内の高速道路でバスの右前輪脱落事故
- 1999年7月～8月 バスの車輪脱落で個別対策会議, 旧運輸省に整備不良と報告することを決定
- 2002年1月10日 横浜市瀬谷区で大型トレーラーの左前輪脱落事故 (上記事故), 三菱自動車は大型車のハブの無償点検を発表, 横浜の事故の原因は整備不良と結論, リコールせず
- 2002年1月17日 三菱自動車社内にマルT (通称) 対策本部会議が (以下マルT) 発足し, 再発防止策を検討
- 2002年2月1日 マルT, ハブ破損の原因を摩耗とし交換基準を提示, 国土交通省に報告
- 2002年2月 三菱自動車社内にフロントハブ強度検証ワーキンググループ (以下WG) が発足し, ハブ強度を検討
- 2002年3月 WGに摩耗量にかかわらず約3割もき裂が発生するとのサンプル調査の結果が示される
- 2002年6月 国土交通省, 三菱自動車トラック・バス開発本部を特別監査

三菱自動車の不祥事 (4) p.150 ~ 157

三菱自動車のリコール隠し (3): 経過 (つづき)

- | | |
|-------------|--|
| 2002年7月 | WG, 整備不良による摩耗がハブ破損につながると結論, リコール回避 |
| 2003年1月 | 三菱自動車のトラック・バス部門が三菱ふそうトラック・バスとして分社化, 社長にダイムラーライスラー社のビルフリード・ポート氏が就任 |
| 2003年3月19日 | 三菱自動車の若手技術者が, ハブ破損と整備不良による摩耗との関連は少なく, 重要部品の耐久強度評価の重要性を指摘するリポートを社内研修会で発表 |
| 2003年10月24日 | 横浜の事故に関し, 神奈川県警が業務上過失死傷容疑で三菱自動車の本社などを家宅捜査, 2004年1月にも再捜査 |
| 2004年3月11日 | 三菱ふそうトラック・バス, ハブの製造者責任を認め, 国土交通省にリコールを届出 |
| 2004年5月6日 | 横浜の事故で神奈川県警は道路運送車両法違反(虚偽報告)容疑で元三菱自動車役員らの5人と, 業務上過失致死傷容疑で元三菱自動車管理職らの2人を逮捕. 国土交通省は道路運送車両法(虚偽報告)容疑で三菱自動車を刑事告発 |

三菱自動車の不祥事 (5) p.150 ~ 157

三菱自動車のリコール隠し (4): 対策

- 2004年5月21日 三菱自動車が経営再建策を発表、大幅な組織改編、企業倫理委員会設置、しかし立て直し失敗
- 2005年1月28日 三菱自動車は新たな経営再建策を発表、三菱重工業、三菱商事、東京三菱銀行の三菱グループ3社が計2,700億円の増資
国土交通省、2005年度からリコール調査官制度を創設することを決定

三菱自動車の不祥事 (6) p.150 ~ 157

三菱自動車のクラッチ欠陥 (1): 概要

- 2004年5月20日、三菱ふそうトラック・バスのビルフリード・ポート社長が記者会見、三菱自動車製トラックのクラッチ系統に欠陥があることを8年前に社内で把握しながら、十分な対策をとらず、死亡事故を引き起こした可能性があることを認めた(欠陥の把握後しばらくは、秘密裏に修理する違法なヤミ修理を続けたがそれも途中で止めていたという)
- 事実関係については社員から会社側に告発
- 欠陥が明らかになったのは1983年から1996年までに生産された約17万台の大型トラック「ザ・グレート」
- その時点までに三菱ふそうトラック・バスと三菱自動車に報告された不具合は把握できたものだけで約70件である。

三菱自動車の不祥事 (7) p.150 ~ 157

三菱自動車のクラッチ欠陥 (2): 経過

- | | |
|------------|--|
| 1990年6月 | 最初のクラッチ系統の破損事故が発生 |
| 1994年 | 神奈川県内で人身事故 |
| 1996年3月～5月 | 社内のリコール検討会でクラッチ系統の欠陥を把握, 放置すれば8～9年で事故40件前後続発と予想したが, リコールせずヤミ改修で対応することを決定 |
| 1998年 | 名古屋市内で人身事故 |
| 2000年7月 | 三菱自動車が組織的にクレーム情報を二重管理しリコール隠しをしていたことが発覚, 約60万台のリコールを運輸省へ届け出 |
| 2000年9月 | 運輸省が道路運送車両法違反容疑で三菱自動車を警視庁へ告発 |
| 2001年5月 | 東京簡易裁判所が三菱自動車の副社長ら4人に罰金刑の略式命令 |
| 2002年10月 | 山口県内でクラッチ系統の欠陥のため冷蔵車が制御不能に陥り運転手が死亡 |
| 2004年5月 | 三菱ふそうトラック・バスがクラッチ系統の欠陥を公表し国土交通省にリコールを届け出 |
| 2004年6月10日 | 山口県内の死亡事故で神奈川県警と山口県警が元三菱自動車社長ら6人を逮捕 |

三菱自動車の不祥事 (8) p.150 ~ 157

三菱自動車のクラッチ欠陥 (3): 経過 (つづき)

- 2004年6月15日 三菱ふそうトラック・バスの工場を統括する生産本部が取得していた品質管理システムの国際規格 ISO 9001 の認証がクラッチ系統の欠陥隠しを理由に停止
- 2004年6月18日 国土交通省が1994年5月以降に届け出があったリコールのうち人身事故、物損事故、車両火災につながった37件を調査、三菱ふそうトラック・バスと三菱自動車の合計が7割近くを占めることが判明
- 2004年10月 山口県内の死亡事故の初公判(横浜地裁)
- 2004年12月 三菱ふそうトラック・バスがリコール隠し問題の再発防止策を提出、国土交通省は内容が不十分として追加報告を指示
- 2005年1月 三菱ふそうトラック・バスが認証を受けていない新型車2,800台を生産し、うち2,000台にリコールに該当する欠陥があったことが判明
- 2005年2月2日 三菱ふそうトラック・バスは新たに41件の欠陥を公表し調査終了を宣言

コンプライアンス (1)

Compliance という単語

- the practice of obeying rules or requests made by people in authority (Oxford Advanced Learner's Dictionary, 6/e)
- (要求, 命令などへの) 応諾, 服従, 追従, 遵守, 準拠, 承諾 (リーダーズ英和辞典第2版)
- 技術者の倫理における compliance はビジネス倫理の用語から派生したもの, 日常言語とは若干意味が異なる

コンプライアンス (2)

コンプライアンスの意味

教科書の記述は不明瞭なので、応用倫理学辞典 (丸善, 2008) に準拠して説明

- 組織が法令, 企業倫理などの企業社会における健全な規範と調和しながら適正かつ健全な事業活動をしていくための組織としての仕組みの総称
- 法的規制の実効性との関連を重視
- 組織の自主的な活動

行政法 (1)

- 規制法令: 行政 (監督省庁) の問題
- 行政に関する法規: 行政法
- 以下, 行政法の概要について講義, 典拠は以下の2冊:
高田 (編著), 新版行政法, 有斐閣, 2009
長野, 川崎: 行政法がわかった, 改訂第7版, 法学書院, 2009

行政法 (2)

行政法とは

- 法治主義に基づき行政を統治する法
- 民法, 刑法などといった統一的な成文法典を欠く
- 以下の3領域から成る:
 - － 行政組織法: 行政を担当する国・公共団体の組織を定める法
 - － 行政作用法: 国・公共団体の対外的な行政活動を授権し羈束する法
 - － 行政権に対する私人の権利・義務を定める領域, とくに行政救済法

行政法 (3)

行政とは

- 法の下における司法以外の執行作用
- 法律に適合しなければならず, 既存の法律に抵触してはならない
- 法律の授権によってその発動をなし得る
 - － 組織法的授権: 法律によって行政機関を構成し, それに権限を付与
 - － 作用法的授権:
 - * 行政の立法行為の授権
 - * 個別行為の授権

行政法 (4)

行政主体 (1)

- 行政を担当する国や地方公共団体などの団体
- 国, 地方公共団体, 特殊法人, 独立行政法人, 公共組合など
- 国以外の行政主体を総称して公共団体と呼ぶことがある

行政法 (5)

行政主体 (2)

- 国, 地方公共団体: これは説明不要
- 独立行政法人: 国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって, 国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち, 民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として, この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人 (独立行政法人通則法第2条)

行政法 (6)

行政主体 (3)

- 国立大学法人: 国立大学を設置することを目的として, この法律の定めるところにより設立される法人 (国立大学法人法第2条)
- 特殊法人: 行政実務上, 法律により直接に設置される法人または特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人 (独立行政法人を除く) であって, その新設・廃止等について総務省の審査が及ぶもの (法律上明確な定義はない)
- 認可法人: 民間等の関係者が任意に設立し, 主務大臣の認可を受けたものであって, その設置数が特別の法律により限定されるもの (法律上明確な定義はない)

行政法 (7)

行政主体 (4)

- 公共組合: 特定の公共的な事務事業を行うために設立される公の
社団法人であって, 事業の直接の利害関係者が限られており, 関
係者 (組合員) の自治活動で事業を行うことが合理的であるため
に設けられるもの (健康保険組合など)

行政法 (8)

行政機関 (1)

- 行政主体のために行政事務を担当する地位
- 権限を基準とすると以下のように分類される：
行政庁, 補助機関, 参与機関, 諮問機関, 監査機関, 執行機関

行政法 (9)

行政機関 (2)

- 行政庁: 行政主体の意思または判断を決定し, これを私人に表示する権限を持つ機関, 各省の大臣など
- 補助機関: 行政庁の権限行使を補助する機関, 行政庁以外のほとんどの行政組織の構成員
- 参与機関: 行政庁の意思または判断の決定に参加する機関, 電波監理審議会など

行政法 (10)

行政機関 (3)

- 諮問機関: 行政庁の諮問に対して, 答申し意見を述べる機関, 国民生活審議会など
- 監査機関: 他の行政機関の事務処理を監査する機関, 会計検査院など
- 執行機関: 行政の相手方に対して具体的に実力をもって執行することを任務とする行政機関, 警察官など

行政法 (11)

行政組織

- 国の行政組織: 内閣, 会計検査院, 内閣府, 総務省, 法務省, 外務省, 財務省, 文部科学省, 厚生労働省, 農林水産省, 経済産業省, 国土交通省, 環境省, 防衛省
- 地方公共団体:
 - － 普通地方自治体: 都道府県, 市町村
 - － 特別地方公共団体: 特別区 (東京都 23 区), 地方公共団体の組合, 財産区 (山林, 墓地など)
 - － 地方開発事業団

行政法 (12)

行政作用 (1)

- 行政機関が行う活動を総称して**行政作用**という
- 以下のように分類される: 行政立法, 行政計画, 行政行為, 行政指導, 行政契約, 行政上の強制執行, 行政罰, 即時強制, 行政調査
- 行政手続法 (1993 年) などによって統制されている
- 行政作用の効力を争うには: 行政不服審査法などによる不服申立て, 行政事件訴訟法による抗告訴訟
- 網羅的な説明はせず, 技術者にかかわりの深いもののみ抜粋

行政法 (13)

行政作用 (2): 行政行為

- 行政庁が法に基づき優越的な意思の発動または公権力の行使として人民に対し具体的事実に関し法的規制をなす行為
- 一方的に命令し, 確定し, 規律する行為
- 下命 (禁止), 許可, 免除, 特許 (および剥奪行為), 許可, 代理, 確認 (河川区域の確定など), 公証 (各種証明書など), 通知, 受理
- 裁量行為 (行政府の側に判断・選択の余地があるもの) と羈束行為 (厳格に法令に拘束されるもの) の2種類がある

行政法 (14)

行政作用 (3): 行政指導

- 行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって**処分**に該当しないもの(処分の定義には諸説ある)
- 規制的行政指導、助成的行政指導、調整的行政指導に分類される
- 行政手続法に基づくものと基づかないものがある
- 形式的には行政機関が国民の自発的な協力を求めて行う非権力的な行政活動なのだが、実用上は問題あり
- 行政手続法に相手方が行政指導に従わなかったことを理由として不利益な取り扱いをしてはならないことが定められている

行政法 (15)

行政作用 (3): 行政調査

- 行政作用を公正に行うための資料・情報を得るために行政権によってなされる調査活動, 関係者への質問, 立入検査など
- あらかじめ義務を命じておかず抜き打ち的におこなわれる
- 強制力のあるものには法律の根拠が必要, 裁判官の許可状が必要な場合もある

行政法 (16)

行政作用の事後的統制 (1)

- 行政作用による私人の権利・利益の侵害等に対してなされる原則として事後的な救済制度, 以下の2種に大別される:
 - － 事務的行政的統制: 行政上の苦情処理, 不服申立て, 国家賠償・結果責任など
 - － 司法的統制: 行政訴訟, 民事訴訟

行政法 (17)

行政作用の事後的統制 (2)

- 苦情処理窓口: 総務省, 行政相談委員, 法務省人権護局・人権擁護委員, 地方公共団体の機関
- オンブズマン制度: 行政に関する苦情処理をおこなう専門機関
- 行政争訟: 行政法関連において生じた紛争を行政機関が裁断すること, 不服申立て, 行政審判, 当事者争訟
 - － 不服申立て: 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に関し不服のある者が行政機関に対して不服申立てを行い, その違法・不当を審査させて, 行政庁の違法・不当な行為の是正や排除を求める手続

行政法 (18)

行政作用の事後的統制 (3)

- 行政争訟 (つづき)
 - － 当事者争訟: 対等当事者間の法関係に係る行政機関による紛争裁断
 - － 行政審判: 一般の行政機関の系統から多少とも独立性を有する合議制の行政機関が準司法的手続に従って行政上の法律関係を決定する作用

行政法 (19)

行政作用の事後的統制 (4): 国家補償

- 国や公共団体がその活動により直接又は間接に個人にこうむらせた損失を補填すること, 以下の3種類
 - － 国家賠償: 違法な行政活動による損害を国や公共団体が賠償
 - － 損失補償: 適法な公権力の行使によって発生した財産上の犠牲を全体的な負担公平の観点から財産的に補償)
 - － 結果責任にもとづく国家補償: 上記2種では救済できない損失を補填

CSR(1)

- Corporate Social Responsibility (企業の社会的責任) の略
- 企業価値を高めるための取り組み
- 以下の記述の典拠: 佐久間, 田中 (編著), 現代 CSR 経営要論, 創成社, 2011
加藤 (編集代表), 応用倫理学事典, 丸善, 2008

CSR(2)

- 企業は顧客の創造を通じて利益を創出する；様々なステークホルダー（利害関係者）への配慮が必要
- 株主利益の追及のみでは不十分，一般大衆からグッドウィル（好意的なイメージ）を獲得することが必要
- CSR, コーポレート・ガバナンス, 企業倫理, 環境経営は相互に関連した概念

CSR(3)

▷ 経済産業省による CSR の定義

今日経済・社会の重要な構成要素となった企業が、自ら確立した経営理念に基づいて、企業を取り巻くステークホルダーとの間の積極的な交流を通じて事業の実施に努め、またその成果の拡大を図ることにより、企業の持続的発展をより確かなものにするるとともに、社会の健全な発展に寄与することを規定する概念であるが、同時に、単なる理念にとどまらず、これを実現するための組織作りを含めた活動の実践、ステークホルダーとのコミュニケーション等の企業行動

CSR(4)

▷ 欧州委員会による CSR の定義

企業が自発的にステークホルダーと関わりあう中で、社会的・環境的関心事項を経営戦略、経営活動の中核に取り込むこと

CSR(5)

類似概念との違い

- コーポレート・ガバナンス: 経営者に対する監督・監視を指向, コンプライアンスが基本
- 企業倫理: 経営者がそのあり方を管理する, コンプライアンスが基本
- CSR はコンプライアンスを超える社会貢献を指向
- 環境経営に関する見方はいろいろ, グッドウィル, レビューテーション (評判) の獲得なども視野に

CSR(6)

CRS とは

- 企業・経営者によって積極的に実施される
- 事業活動に貢献することを目的とした活動で
- 企業内外のステークホルダーとの関係管理を対象としている

CSR(7)

企業の社会貢献活動

- 寄付, 従業員のボランティア活動, マッチング・ギフト (従業員の寄付に企業が上乗せをするしくみ), 表彰制度, 研修制度
- メセナ活動 (芸術・文化を対象とした社会貢献活動)
企業メセナ評議会のページ <http://www.mecenat.or.jp/>
などを参照

CSR(8)

日本のコーポレート・ガバナンス (1)

- 1990 年頃までの日本
 - － 主流である監査役設置会社とよばれる形態について説明
 - － 株主総会, 取締役会, 監査役, 代表取締役などの機関
 - － 意思決定と業務遂行が分離されておらず, 監査は機能不全
- 株主総会: 多数の会社の株主総会が一定機関に集中, 開催機関が短い, 非民主的運営などの問題, これらは改善傾向
- 監査役: 外部監査役が取り入れられたが, うまく機能していない

CSR(9)

日本のコーポレート・ガバナンス (2)

- 取締役会: 業務執行と監査の非分離, 取締役会内部における序列形成, 社外取締役の率が低いこと, 取締役会の構成員が多すぎる
こと, といった問題, 執行役員制の導入で改善をはかる企業も
- 外部監視: 機関投資家, 金融庁, 証券取引等監視委員会, 監査法人

CSR(10)

SRI(1)

- Social Responsibility Investment (社会的責任投資) の略
- 経済性だけでなく社会性も考慮した投資, 倫理投資ともいう
- 投資に随伴して投資関係者に及ぼす影響力 (外部効果) が積極的に用いられる
- 経済的見返りだけでなく, 経済的価値に換算困難な見返り, 社会的見返りも考慮される

CSR(11)

SRI(2): 手法

- スクリーニング: 投資先の選定, 好ましくない事業をおこなう企業を投資先から外す(ネガティブ・スクリーニング), あるいは好ましい事業をおこなう企業に積極的に投資をおこなう(ポジティブ・スクリーニング)
- シェアホルダー・エンゲージメント: 対象とする企業の株式を取得し, 株主としての立場で株主提案や取締役との面談等を行うことで企業の事業活動に影響を与えようとする
- ソーシャル・インベスティング: コミュニティの再開発に取り組む住民活動, 社会的企業, または該当する事業に融資する金融機関に投資する

CSR(12)

企業倫理 (1)

- 企業の**倫理規定**には企業倫理綱領, 企業倫理規定, 企業行動基準, 企業行動指針, 倫理行為綱領, ビジネス行動規範, ビジネス・コンダクト・ガイド などといった名称が用いられる
- USA では大企業の企業行動憲章の制定率は 1960 年に 40%, 1979 年に 73%, 1987 年には 85%
- 日本では 1991 年には有力企業 218 社の 30%に企業行動憲章 企業不祥事の続発を受け, 企業倫理の確立への要求

CSR(13)

企業倫理 (2): 日本の状況

- 1991年10月 経団連企業行動憲章発表, 以下たびたび改定
以下のURLに最新版(本稿執筆時点で2010年9月14日版)
<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/cgcb/charter.html>
- 以下にこれを引用

CSR(14)

企業行動憲章

2010年9月14日
(社)日本経済団体連合会

【序文】

日本経団連は、かねてより、民主導・自律型の活力ある豊かな経済社会の構築に全力をあげて取り組んできた。そのような社会を実現するためには、企業や個人が高い倫理観をもつとともに、法令遵守を超えた自らの社会的責任を認識し、さまざまな課題の解決に積極的に取り組んでいくことが必要となる。そこで、企業の自主的な取り組みを着実かつ積極的に促すべく、1991年の「企業行動憲章」の制定や、1996年の「実行の手引き」の作成、さらには、経済社会の変化を踏まえて、数次にわたる憲章ならびに実行の手引きの見直しを行ってきた。

近年、ISO 26000（社会的責任に関する国際規格）に代表されるように、持続可能な社会の発展に向けて、あらゆる組織が自らの社会的責任（SR: Social Responsibility）を認識し、その責任を果たすべきであるとの考え方が国際的に広まっている。とりわけ企業は、所得や雇用の創出など、経済社会の発展になくてはならない存在であるとともに、社会や環境に与える影響が大きいことを認識し、「企業の社会的責任（CSR: Corporate Social Responsibility）」を率先して果たす必要がある。

具体的には、企業は、これまで以上に消費者の安全確保や環境に配慮した活動に取り組むなど、株主・投資家、消費者、取引先、従業員、地域社会をはじめとする企業を取り巻く幅広いステークホルダーとの対話を通じて、その期待に応え、信頼を得るよう努めるべきである。また、企業グループとしての取り組みのみならず、サプライチェーン全体に社会的責任を踏まえた行動を促すことが必要である。さらには、人権問題や貧困問題への関心の高まりを受けて、グローバルな視野をもってこれらの課題に対応することが重要である。

そこで、今般、「企業の社会的責任」を取り巻く最近の状況変化を踏まえ、会員企業の自主的な取り組みをさらに推進するため、企業行動憲章を改定した。会員企業は、倫理的側面に十分配慮しつつ、優れた商品・サービスを創出することで、引き続き社会の発展に貢献する。また、企業と社会の発展が密接に関係していることを再認識したうえで、経済、環境、社会の側面を総合的に捉えて事業活動を展開し、持続可能な社会の創造に資する。そのため、会員企業は、次に定める企業行動憲章の精神を尊重し、自主的に実践していくことを申し合わせる。

CSR(15)

企業行動憲章

－ 社会の信頼と共感を得るために －

(社)日本経済団体連合会

1991年9月14日 「経団連企業行動憲章」制定

1996年12月17日 同憲章改定

2002年10月15日 「企業行動憲章」へ改定

2004年5月18日 同憲章改定

2010年9月14日 同憲章改定

企業は、公正な競争を通じて付加価値を創出し、雇用を生み出すなど経済社会の発展を担うとともに、広く社会にとって有用な存在でなければならない。そのため企業は、次の10原則に基づき、国の内外において、人権を尊重し、関係法令、国際ルールおよびその精神を遵守しつつ、持続可能な社会の創造に向けて、高い倫理観をもって社会的責任を果たしていく。

CSR(16)

1. 社会的に有用で安全な商品・サービスを開発、提供し、消費者・顧客の満足と信頼を獲得する。
2. 公正、透明、自由な競争ならびに適正な取引を行う。また、政治、行政との健全かつ正常な関係を保つ。
3. 株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示する。また、個人情報・顧客情報をはじめとする各種情報の保護・管理を徹底する。
4. 従業員の多様性、人格、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保し、ゆとりと豊かさを実現する。
5. 環境問題への取り組みは人類共通の課題であり、企業の存在と活動に必須の要件として、主体的に行動する。
6. 「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動を行う。
7. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決し、関係遮断を徹底する。
8. 事業活動のグローバル化に対応し、各国・地域の法律の遵守、人権を含む各種の国際規範の尊重はもとより、文化や慣習、ステークホルダーの関心に配慮した経営を行い、当該国・地域の経済社会の発展に貢献する。
9. 経営トップは、本憲章の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、社内ならびにグループ企業にその徹底を図るとともに、取引先にも促す。また、社内外の声を常時把握し、実効ある社内体制を確立する。
10. 本憲章に反するような事態が発生したときには、経営トップ自らが問題解決にあたる姿勢を内外に明らかにし、原因究明、再発防止に努める。また、社会への迅速かつ確かな情報の公開と説明責任を遂行し、権限と責任を明確にした上、自らを含めて厳正な処分を行う。

以上

CSR(17)

環境経営 (1)

- 環境サステナビリティ：自然環境を人類の生活の基盤であると認識し、環境、経営、倫理の3視点を調和させ、環境保全に当たることを可能にするもの
- 環境経営：環境サステナビリティを指向する経営
- 企業の環境対応は 没対応 → 受動的対応 → 能動的対応 と変化**環境会計**という手法によって実践される

CSR(18)

環境経営 (2): 環境会計

- **環境会計**とは企業等が、持続可能な発展を目指して、社会との良好な関係を保ちつつ、環境保全への取組を効率的かつ効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的 (貨幣単位又は物量単位) に測定し伝達する仕組みのこと (環境会計ガイドライン 2005 年版, 環境省)
- 温室効果ガス会計は環境会計の 1 手法

課題

配付資料に NPO 法人データベース NPO ヒロバ

<http://www.npo-hiroba.or.jp/company/index.html> に記載されている企業の社会貢献活動を示す (電気系と関係のある企業のみ抜き出して 50 音順に並べてある)。企業をひとつ選んで (どの企業を選んだかを解答用紙に書くこと) その活動内容を読み, 社会貢献活動が十分に認知されているか, 企業価値を高める上で役立っているかについて見解を述べよ。また, 企業の社会貢献活動のあるべき姿について意見を述べよ (そんなものは不要という考え方もありうる)。

なお, 企業の社会貢献活動には企業価値を高めるという目的があり, 就職活動で「志望動機は社会奉仕」などと言うと人事担当者に失笑されるので注意すること。